

再 評 価 書

事業名	ふるさと農道整備事業	地区名	上川地区	室 名	農山漁村室
事業概要	工 期	平成 6 年 ~ 1 7 年	全体事業費	1,030 百万円 (負担率: 県65: 他35)	
	下段: 当初	平成 6 年 ~ 9 年	下段: 当初	600 百万円 (負担率: 県65: 他35)	
事業目的及び内容					
<p>本地区の受益地である松阪市上川町、同山添町はほ場整備もほぼ完了していますが、両集落を結ぶ道路は山沿いを這うような蛇行した幅員 2 m 程度の未舗装道路が存在するのみでした。このため農業用施設(ライスセンター)への流通に支障をきたしていました。また、松阪市において総合運動公園が山添町にて計画されていました。このため農業用施設への流通の改善を図るとともに総合運動公園へのアクセス機能を目的として平成 6 年度において事業計画期間 4 年間、全体事業費 6 0 0 百万円として県営ふるさと農道整備事業を計画しました。</p> <p>当初計画時の事業内容は、次のとおりでした。</p> <p style="text-align: center;">道路工 2,600m 舗装工 14,300m²</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>事業採択後、一定期間が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条に基づき 再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>H 6 年度事業着手時には、測量設計を実施しました。</p> <p>H 7 年度から工事に着手し、並行して用地買収を行い現在に至っています。</p> <p>これまで 9 1 % 完了し、残事業費は 9 % となっています。</p> <p>今後は、用地を確保し H 1 7 年には全体計画を完了する見込みです。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>(1) 全体計画の変更</p> <p>用地買収において、鑑定評価の結果用地買収単価が増額したことから、路床改良及び河川の付け替えを行った結果、事業費の増を行いました。</p> <p>また、工期については当初、平成 9 年度までとしていましたが、用地買収に多大な日時を要したことや、地元調整、他機関との調整に日時を要したため計画期間の延長を行いました。</p> <p>このことにより、全体事業費 1 , 0 3 0 百万円 (4 3 0 百万円増)、計画期間 1 1 年間 (8 年間増) として全体計画を変更しました。</p> <p style="text-align: center;">道路工 2,540m (60m 減) 舗装工 17,993m² (3,693m² 増)</p> <p>(2) 周辺環境の変化</p> <p>起点である県道御麻生園豊原線の J R 高架の完成、国道 4 2 号松阪バイパスの工事着手等が進められています。</p> <p>一方、計画道路に隣接して松阪市最終処分場が建設、供用開始され本農道の利用に期待が寄せられています。また、本農道に隣接して実施されている松阪市総合運動公園は平成 9 年に着手され、完成供用に向け現在進行中です。</p> <p>(3) 財政状況の変化</p> <p>本県の厳しい財政状況によって進捗が伸び悩む傾向にあります。このため、さらにコスト縮減を進めることとしています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4 - 1 費用対効果分析

本計画事業は採択時には費用対効果を算出していません。

平成15年度に費用対効果の算出を行いました。

その結果、便益19.32億円、費用12.40億円、費用対効果1.56となりました。

4 - 2 地元の意向

山添町方面からライスセンター等の農業施設、又市民センター、ワークセンター等松阪市の施設への経路は、幅員も狭く交通量の多い県道松阪環状線を迂回しています。このため、農業関係の輸送路及び松阪市街方向へのアクセス道路としての利用が期待され、地元からは早期完成が望まれています。

また、本農道に隣接して榎田上地区 経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）が実施されており、農地の高度利用に期待が寄せられています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5 - 1 コスト縮減

再生砕石、再生アスファルトの利用をはじめ、県営ほ場整備事業や茅広江地区中山間事業（生産）ほ場整備広瀬工区と連携を図り残土の一部を床上げ土に使用することによりコストの縮減に努めてきており、現時点で6.2%、68百万円の縮減を図っています。

5 - 2 代替案

本地区については、用地買収、路体工事ともほぼ完了しており、来年度事業完了の予定であるため現計画が妥当であると判断しています。

再 評 価 の 経 緯

事 業 主 体 の 対 応 方 法

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。